明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

別記第三十号様式所属機関等作成用３　Ｎ（「高度専門職（１号イ・ロ）」・「高度専門職（２号）」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動（研究活動等）」）を次のように改める。

所属機関等作成用３　Ｎ（「高度専門職（1号イ・ロ）」・「高度専門職（2号）」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動（研究活動等），（本邦大学卒業者）」）

9　派遣先等（人材派遣の場合又は勤務地が3と異なる場合に記入）

(1)名称　　(2)法人番号(13桁)

(3)支店・事業所名

(4)事業内容

○主たる事業内容を以下から選択して番号を記入(1つのみ)

○他に事業内容があれば以下から選択して番号を記入(複数選択可)

製造業　【①食料品　②繊維工業　③プラスチック製品　④金属製品
⑤生産用機械器具　⑥電気機械器具　⑦輸送用機械器具　⑧その他(　)】

卸売業　【⑨各種商品(総合商社等)　⑩繊維・衣服等　⑪飲食料品
⑫建築材料，鉱物・金属材料等　⑬機械器具　⑭その他(　)】

小売業　【⑮各種商品　⑯織物・衣服・身の回り品
⑰飲食料品(コンビニエンスストア等)　⑱機械器具小売業　⑲その他(　)】

学術研究，専門・技術サービス業
【⑳学術・開発研究機関　㉑専門サービス業(他に分類されないもの)
㉒広告業　㉓技術サービス業(他に分類されないもの)】

医療・福祉業　【㉔医療業　㉕保健衛生　㉖社会保険・社会福祉・介護事業】

㉗農林業　㉘漁業　㉙鉱業，採石業，砂利採取業　㉚建設業　㉛電気・ガス・熱供給・水道業

㉜情報通信業　㉝運輸・信書便事業　㉞金融・保険業　㉟不動産・物品賃貸業

㊱宿泊業　㊲飲食サービス業　㊳生活関連サービス(理容・美容等)・娯楽業

㊴学校教育　㊵その他の教育，学習支援業　㊶職業紹介・労働者派遣業

㊷複合サービス事業(郵便局，農林水産業協同組合，事業協同組合(他に分類されないもの))

㊸その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業，建物サービス業，警備業等)

㊹その他のサービス業(　)　㊺宗教　㊻公務(他に分類されないもの)

㊼分類不能の産業(　)

(5)所在地　　電話番号